◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

１　改正の理由及び内容

地方税法の改正により、ガス中小事業者に係る課税の方式が改められたことに伴い、必要な改正を行いました。（第16条、附則第17項関係）

２　施行期日

この条例は、平成30年４月１日から施行することとしました。